

2023年11月10日

「国立大学法人法の一部を改正する法律案」において義務づけられた
国立大学法人への「運営方針会議」の設置に反対します（声明）

岐阜大学職員組合中央執行委員会

「国立大学法人法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。本法案では、事業の規模が特に大きい国立大学法人に「運営方針会議」を設置し、「運営方針会議」に中期目標・中期計画の決定権、予算・決算の決定権、学長に改善を要求する権限、学長の選考に関する事項について学長選考・監察会議に意見を述べる権限を付与すると規定しています。さらに、「運営方針会議」委員の選出は文部科学大臣の承認を必要とすると定めています。そのため、「運営方針会議」を介して文部科学大臣が大学を間接的に支配することが可能になり、大学の自主性や独立性が損なわれることが懸念されます。

「運営方針会議」の設置が義務づけられる大学は政令で指定されます。新聞報道によると、東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学に加えて、岐阜大学と名古屋大学を擁する東海国立大学機構で設置が義務づけられるとされています。

このたびの「国立大学法人法の一部を改正する法律案」は、私たちが所属する東海国立大学機構・岐阜大学に大きな影響を与えることが強く懸念されます。私たち岐阜大学職員組合中央執行委員会は、「運営方針会議」の設置義務づけに反対し、「国立大学法人法の一部を改正する法律案」の撤回、廃案を求めます。

以上